

# 発言通告書（総括表）

平成23年 第3回 定例会 代表質問

NO	発言者	発言事項	発言要旨	答弁を求める者
1	桜井議員 (自民)	<p>大山副区長の解職について</p> <p>介護保険事業計画について</p> <p>新庁舎4年の評価と今後の対応について</p> <p>千代田保健所の1年を経過しての問題点と今後のあり方について</p>	<p>○なぜ事前に議会への説明をされなかったのか</p> <p>○景気対策や震災対策など区民の喫緊な課題と対応が求められる今、なぜ区長はパートナーとして有能で区職員からも信望の厚い副区長を解職したのか</p> <p>○なぜ期の途中である今、解職したのか</p> <p>○今後の法改正をふまえ区としての基本的な考えを問う</p> <p>○当初の計画に照らし合わせ、真の区民サービスに繋がっているか</p> <p>○オープンして一年が過ぎ、休日の歯科、医科診療と薬剤局は区民の安心に大きく貢献している。</p> <p>○親しみやすく利用しやすい総合的な健康づくりの拠点施設として整備されているか。</p>	区長並びに 関係理事者
2	高澤議員 (千代田)	<p>外部からの事務事業評価について</p> <p>福島第一原子力発電所事故に伴う放射線について</p> <p>区民の健康増進について</p>	<p>議会との関係</p> <p>監査委員との関係</p> <p>区民との関係</p> <p>行政内部との関係</p> <p>放射線量の測定</p> <p>区の今後の対策</p> <p>国の動向を踏まえた区の対応</p>	区長並びに 関係理事者

# 発言通告書（総括表）

平成23年 第3回 定例会 代表質問

NO	発言者	発言事項	発言要旨	答弁を求める者
3	木村議員 (共産)	(1)防災対策の抜本的強化を  (2)再生可能エネルギーへの転換とエコのまちづくりへ向けて  (3)区政運営のあり方について  (4)地方税法の「改正」とそれに基づく、特別区税条例の「改正」について	①命も財産も守る立場から徹底した「予防」重視を ②防災課の拡充を  ①新エネ・省エネ機器導入助成の見直しと拡充 ②赤プリの建て替えと旧宮内庁宿舎跡地について  大震災は改めて公務労働の果たす役割を浮きぼりにした。総務省通知は“アウトソーシングがコスト・カットに力点を置きすぎ”と指摘し安易な「官から民へ」を戒めている。この視点にたつて区政運営の見直しが必要では。	区長並びに関係理事者
4	山田議員 (公明)	東日本大震災から 200 日を過ぎて  放射能対策  健康問題について  節電対策について  副区長の臆首について	被災地への千代田区の支援の現状 区民参加のボランティア活動への支援  放射能の影響の学習会の開催 食の安全の問題  健康と区の役割 がん対策について がん対策へ具体的施策の取り組み  区の節電対策 節電とまちの灯かり 豊かな区民生活に結びつくような、町の灯かりへの取り組みを	区長並びに関係理事者

# 発言通告書（総括表）

平成23年 第3回 定例会 代表質問

NO	発言者	発言事項	発言要旨	答弁を求めめる者
5	小林た議員 (声)	<p>1. 石川区政の10年を振り返って</p> <p>2. 大山副区長突然の解任劇について</p> <p>3. (仮称) 東松下町計画と大山副区長について</p> <p>4. 区が行う土地貸し借りの矛盾について</p>	<p>第3次長期総合計画策定後10年が過ぎたがその結果をどのように評価しているのか。PDCAサイクルは、実行されステップアップしているか。 区民満足度は、向上し、区民が実感できる成果は、得られたか、他。</p> <p>庁内における契約事務執行の最高責任者の突然の解任で行政の混乱は、起きないか。 3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震を教訓として、全庁上げて揺るぎない組織体制を急ぎ作らなくてはならない中での解職は、理解しがたい。議会や区民へ区長は、説明責任・説明義務があるのではないかと、他。</p> <p>本計画が当時のまちづくり担当部長の疑念疑惑により、区長自身が議会で計画を一旦止めて、見直す発言をして、プロジェクトチームを新設、座長を大山副区長とした。大山副区長により、議会・住民説明会において、多くの答弁と約束がなされた。また、大山副区長との積み上げられた確認事項は、組織がコロコロ変わる中で誰がどのように引き継ぐつもりか、他。</p> <p>千代田区には、24カ所にもおよぶ沢山の区有地がありながら、それらを寝かせ、わざわざ他の団体や国から土地を借りて地代を支払う。一方、区が所有している土地は、希望のあった方々に貸し付ける。どのような考えに基づくものか、他。</p>	区長並びに 関係理事者
6	岩佐議員 (民主)	<p>1. 総合計画等、各行政計画における議会の関与について他</p> <p>2. 区有地を賃貸借する場合の手続きについて他</p>	<p>各計画策定段階において、より早い段階から議会や区民が関与できるようにすることで区民のニーズに答える計画にできないか等</p> <p>長賃貸借は、契約終了時が遠い未来であり、処分に準じる契約であることから、短期賃貸借と同様の手続きではなくより慎重な手続きで締結できないか等</p>	区長並びに 関係理事者